

## さがみはら地球温暖化対策協議会会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、さがみはら地球温暖化対策協議会(以下「本会」といいます。)の会員について、必要な事項を定めるものとします。

### (会員の区分)

第2条 さがみはら地球温暖化対策協議会規約(以下「規約」といいます。)第4条に定める会員の区分は、個人会員、事業者会員(事業者団体を含む)、団体会員の3区分とします。

### (入会手続)

第3条 規約第5条第1項の規定による申込みは、入会申込書によるものとします。

### (会員の特典)

第4条 会員は、次の特典を受けることができます。

- (1) 本会の会報、案内等の送付
- (2) 本会が主催する会員向けイベント等への参加
- (3) 本会のモデル事業としての企画・運営・実施に対する支援
- (4) 本会のホームページ等による活動紹介及び事業広報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、運営委員会が必要と認める特典

### (会員の責務)

第5条 会員は、規約第6条の規定により、次条に定める会費を納入しなければなりません。

- 2 会員は、その氏名、名称、住所、所在地等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を事務局へ届け出なければなりません。
- 3 会員は、本会の活動により知り得た個人情報を漏らしてはなりません。

### (会費)

第6条 会費は、1口1,000円を単位として、個人会員は1口以上、事業者会員及び団体会員は2口以上とします。

- 2 前項の会費の額及び口数を変更するときは、総会の議決を経なければなりません。

### (会費の納入)

第7条 会費の納入は、毎年6月末までに当該会計年度分を一括して納入するものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度の途中で入会するものの会費は、入会時に納入しなければなりません。
- 3 会費の納入方法は、本会が指定する金融機関口座への振込みによるものとします。
- 4 既納の会費は、返還しないものとします。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければなりません。

(除名等)

第9条 運営委員会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、運営委員会の議決を経て当該会員の資格を停止し、又は除名することができます。

- (1) 会費が支払われないとき。
- (2) 諸法令又は公序良俗に反する行為をしたとき。
- (3) 当会、他の会員又は第三者の商標権、著作権、財産、プライバシー等を侵害したとき。
- (4) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (5) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、運営委員会が会員として不相当と判断したとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければなりません。

(規程の改正)

第10条 この規程を改正しようとするときは、この規程に定めるもののほか、運営委員会の議決を経なければなりません。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、運営委員会が別に定めます。

## 附 則

- 1 この規程は、設立総会の日(平成25年3月2日)から施行します。
- 2 規約附則第4項に規定する設立当初の会計年度の会費の納入については、第7条第1項中「毎年6月末までに当該会計年度分」とあるのは「平成25年6月末

までに設立当初の会計年度分」と、同条第2項中「会計年度」とあるのは「設立当初の会計年度」と読み替えるものとします。